

議案第12号

港区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「国基準」といいます。）の制定に伴い、港区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）を制定します。

1 背景及び目的

新たな通園制度として児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定められた乳児等通園支援事業は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく保護者への新たな給付事業として実施されます。

区の認可を受けた乳児等通園支援事業を行う者に対して、給付費の代理受領ができる特定乳児等通園支援事業者として区が確認を行うための基準を設けるため、条例を制定します。

2 制定根拠

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項

3 対象

区の認可を受けた乳児等通園支援事業を行う者

4 条例の内容

区の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めます。なお、条例で規定する基準は、国基準と同一の水準とします。

条例の概要は別紙のとおりです。

5 施行期日

令和8年4月1日

港区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要

基本的事項	利用定員に係る基準	面談等に係る基準	その他運営に係る基準
<p>第1章 総則 趣旨（第1条） 定義（第2条） 一般原則（第3条）</p> <p>第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 特定乳児等通園支援の取扱方針（第15条） 差別的取扱いの禁止（第24条） 虐待等の禁止（第25条） 特定乳児等通園支援等を行う際の不当な行為の禁止（第26条）</p>	<p>第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 利用定員（第4条） 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>第2節 運営に関する基準 利用定員の順守（第22条） 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。</p>	<p>第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 面談（第5条） 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条の規定により定める規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p> <p>相談及び援助（第17条） 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 正当な理由のない提供拒否の禁止（第6条） あっせん及び要請に対する協力（第7条） 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第8条） 乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第9条） 心身の状況等の把握（第10条） 特定教育・保育施設等との連携（第11条） 特定乳児等通園支援の提供の記録（第12条） 支払（第13条） 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第14条） 特定乳児等通園支援に関する評価等（第16条） 緊急時等の対応（第18条） 乳児等支援給付認定保護者に関する区への通知（第19条） 運営規程（第20条） 勤務体制の確保等（第21条） 重要事項の掲示等（第23条） 秘密保持等（第27条） 情報の提供等（第28条） 利益供与等の禁止（第29条） 苦情への対応等（第30条） 地域との連携等（第31条） 事故発生の防止及び事故発生時の対応（第32条） 会計の区分（第33条） 記録の整備等（第34条）</p> <p>第3節 雑則 電磁的記録等（第35条）</p>